

第 5 3 号 議 案

新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の旅費に関する条例（昭和 27 年新宿区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条の 2」を「第 8 条」に、
「第 2 章 内国旅行の旅費（第 14 条－第 30 条の 3）」を
「第 3 章 外国旅行の旅費（第 31 条－第 42 条）」を
「第 2 章 旅費の種目及び内容（第 9 条－第 21 条）」に、「第 4 章」
を「第 3 章」に、「第 43 条」を「第 22 条」に、「第 45 条」を「第
28 条」に改める。

第 1 条第 2 項中「特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）
と協議して」を削る。

第 2 条の見出しを「（定義）」に改め、同条第 1 項第 2 号中「財
務省令で」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第
45 号。以下「省令」という。）第 2 条に」に改め、同項第 4 号中「在
勤庁」の次に「（任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅
行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他
旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 5 号中「次のいずれ
かに該当する」を「新宿区（以下「区」という。）の要請に基づい
て国若しくは他の地方公共団体等を退職し引き続いて採用された職
員又は任命権者があらかじめ特別区人事委員会と協議して指定した
職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住
所又は居所から在勤庁に旅行する」に改め、同号アからウまでを削
り、同項第 6 号中「若しくはその扶養親族」を削り、同項第 7 号中
「扶養親族」を「家族 内国旅行にあつては」に改め、「含む」
の次に「。以下同じ」を加え、「主として職員の収入によつて生計
を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行
にあつては職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子
で職員と生計を一にする」に改め、同項第 8 号中「（届出をしない
が職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」
を削り、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第
5 号とし、同条第 3 項中「、第 4 号又は第 5 号」を「又は第 4 号」

に改め、同条第 5 項中「（その者の扶養親族の旅について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」及び「、その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他新宿区規則（以下「区規則」という。）で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額を、」を「なる金額又は支出を要する金額で区規則で定める額を」に改め、同条第 6 項中「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「区規則で定める」に、「の金額」を「で区規則で定める額」に改める。

第 4 条第 1 項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第 3 項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第 4 項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「によつてこれを」を「で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改める。

第 5 条第 1 項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加え、同条を第 6 条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 13 条までを削り、第 13 条の 2 を第 8 条とする。

第 2 章を次のように改める。

第 2 章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第 9 条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第 10 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び同条第 5 項に規定する索道事業の用に供する索道並びに軌道法（大正 10 年

法律第 76 号) 第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他区規則で定めるものをいう。以下同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が 3 以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第 11 条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他区規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が 3 階級に区分された船舶により移動するときは中級、中級の運賃が更に 2 以上に区分された船舶により移動するときはその階級内における最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が 2 階級に区分された船舶により移動するときは下級、下級の運賃が更に 2 以上に区分された船舶により移動するときはその階級内における最上級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が 2 以上の階級に区分された船舶により移動するときは、次に掲げる運賃の額

ア 運賃の等級が 2 以上の階級に区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額

イ アの最上級の運賃が更に 2 以上に区分された船舶により移動する場合には、その階級内における最上級の直近下位の級の運賃の額

(航空賃)

第 12 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他区規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であつて、一の旅行区間における飛行時間が 8 時間以上の移動においては、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第 13 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程 1 キロメートルにつき 37 円とする。

(1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲

げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、省令別表第2に規定する宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者に適用される額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として区規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費（以下「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令第14条に規定する宿泊手当の額とする。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見

積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第 18 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第 19 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第 20 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手

数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして区規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第 21 条 死亡手当の額は、第 3 条第 2 項第 5 号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、省令第 18 条に規定する死亡手当の額による。

第 3 章を削る。

第 43 条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条第 2 項中「人事委員会と協議して」を「当該任命権者が別に」に改め、第 4 章中同条を第 26 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

（退職者等の旅費）

第 22 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて区規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第 23 条 第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて区規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第 24 条 交通費（第 13 条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）

（家族移転費のうち、これに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号及び第 13 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）

及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 6 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の返納）

第 25 条 支出担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく区規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく区規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、区規則で定める。

第 44 条を第 27 条とし、第 45 条を第 28 条とする。

第 4 章を第 3 章とする。

附則第 2 項中「てい触しない」を「抵触しない」に改める。

附則第 4 項を削る。

附則第 5 項中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削り、「種類」を「種目」に改め、同項を附則第 4 項とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新宿区職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）の施行等を踏まえ、旅費の種目の名称及び支給方法の変更、包括宿泊費の新設、旅行雑費及び食卓料の廃止その他旅費に関する所要の見直しを行うほか、規定を整備する必要があるため